

議案第115号

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、飯氏地区地区計画、石丸四丁目地区地区計画及び元岡西地区地区計画の区域における適正な都市機能と健全な都市環境を確保するため、建築物の用途等に関する事項について新たに条例による制限として定める必要があるによる。

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

福岡市地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年福岡市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第1 愛宕浜一、四丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

飯氏地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画飯氏地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
--------------	---

別表第1 生松台地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

石丸四丁目地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画石丸四丁目地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
-----------------	--

別表第1 元岡地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

元岡西地区地区整備計画区域	福岡広域都市計画地区計画元岡西地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
---------------	--

別表第2 愛宕浜一，四丁目地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

飯氏地区地区整備計画区域	東ゾーン	(1) 法別表第2 (に) 項第3号に掲げる建築物 (2) 第二種住居地域にあっては、法別表第2 (ほ) 項第2号及び第3号に掲げる建築物						
	西ゾーン	法別表第2 (に) 項第3号に掲げる建築物						

別表第2 生松台地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

石丸四丁目地区地区整備計画区域	(1) 風俗営業及び性風俗関連特殊営業に供する建築物 (2) 法別表第2 (ほ) 項第2号に掲げる建築物 (3) 法別表第2 (と) 項第3号及び第6号に掲げる建築物 (4) 法別表第2 (り) 項第2号及び第3号に掲げる建築物 (5) 法別表第2 (ぬ) 項第1号、第2号及び第3号に掲げる建築物						
-----------------	---	--	--	--	--	--	--

300	建築物の外壁又はこれに代わる柱（政令第135条の21各号の一に該当する建築物若しくはその部分若しくは壁を有しない自動車車庫（建築物に附属するものに限る。）又は敷地面積が300平方メートル未満で市道周船寺2248号線に接する敷地内の建築物に係るものを除く。）	全ての敷地境界線	1		
300（福岡広域都市計画道路千里太郎丸線に接しない建築物の敷地にあつては、165）	建築物の外壁又はこれに代わる柱（政令第135条の21各号の一に該当する建築物若しくはその部分又は壁を有しない自動車車庫（建築物に附属するものに限る。）に係るものを除く。）	全ての敷地境界線	1		
1,000	建築物の外壁又はこれに代わる柱（巡査派出所、公衆便所、バス停留所の上屋その他これらに類する建築物であつて、公益上必要なものに係る部分を除く。）	(1) 道路との敷地境界線	3		
		(2) 前号に掲げる敷地境界線以外の敷地境界線	1		

別表第2 元岡地区地区整備計画区域の項の次に次のように加える。

元岡西地区 地区整備計 画区域								
-----------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

165	建築物の外壁又はこれに代わる柱（政令第135条の21各号の一に該当する建築物若しくはその部分又は壁を有しない自動車車庫（建築物に附属するものに限る。）に係るものを除く。）	全ての敷地境界線	1		
-----	---	----------	---	--	--